

日本はナチスと同罪か

異なる悲劇 日本とドイツ

西尾幹一

第2章
ドイツ人の罪の償いは可能か
ヴァアイツゼツカー前ドイツ大統領謝罪演説の欺瞞

過日、ベルリンの小さな集会で、日本人とドイツ人が戦争の話をした。ナチ犯罪が相変わらず大きなテーマだった。大学のドイツ語の先生をしているある日本人が、まるで自らの善意を示すかのように、日本にも捕虜収容所があり、南京虐殺などの犯罪があつたと、日本人もドイツ人と同じようなひどいことをしたという反省の言葉を語った。すると、そのとき居合わせたあるユダヤ人が、最後に、「アメリカにもイギリスにも日本にも収容所はあつたが、一民族を根絶するために収容所を作つて、それを冷酷かつ合理的に運営した国はドイツの他には例がない」と言つたら、その日本人は顔色なく、シュンとなつてしまつたそうである。人から伝え聞いた話だが、面白いので印象に残つている。

こういう日本人は最近非常に多いようだ。ドイツに比べて戦争に対する反省が足りないと、ことあるたびにマスコミに言われつづけているので、条件反射的に、「日本も同じくらい悪いことをしました、すみません」と、外国人の前に出ると、思わず告白せざるはいられない日本人が増えているのである。

しかし物事を比較するときには類似点だけでなく、相違点をもはつきり意識していることが、議論を進めるうえでのいわば前提であることを、右のエピソードは物語ついている。

横行する無差別思考

今夏（一九九三年）も細川首相（当時）の侵略戦争謝罪発言があつて、またまた戦争責任問題、個人補償問題などが、いつせいに新聞紙上を賑わせた。私はこんど、社説、オピニオン、記者の論考、投書欄などの関連記事をまとめて読む機会を持ったが、驚いたのは大半がドイツと比較していることだつた。

わけてもヴァイツゼッカー大統領（当時）の一九八五年の評判の講演を引き合いに出して、日本を戒めた記事が多数を占めていたことであつた。「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目となる」といつた大統領の言葉を引用し、ドイツはユダヤ人などに、今までに一千億マルク（約七兆円）の補償金を支払い、八八年までの賠償負担は、国民一人当たりに換算すると日本の六十五倍にもなる、などと書き立てて、日本政府のこれまでの怠慢と、戦争への反省不足を責め立てている。いくつか引用しておく。

「ヴァイツゼッカー大統領は、既にドイツの敗戦四〇周年の一九八五年五月、連邦議会で『荒れ野の四〇年』の格調高い演説を行い、『過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります』と警告していた。かえりみて、わが国戦後の歴代首相や閣僚は、日本の戦争責任と、侵略を受けた諸国に対する明確な謝罪を、心を込めて表明したことがあつただろうか。そのつど言葉を濁し、自國に不利と思えば、教科書からも削除をしてしまう姿勢でしかないように思う」（朝日新聞「声」・八九年九月三日）

「ドイツのヴァイツゼッカー大統領は敗戦四十周年の演説で『罪のある者もない者も、老幼いずれを問わず、われわれすべてが過去に責任を負っている』と語り、ナチスの過ちを民族として背負つていくことを訴えた。その反省は戦犯の追及、ユダヤ人への罪の償い、平和外交の推進、大量の外国人移民の受け入れなどに結実している」「それとは対照的に、『広島・長崎』などへの被害者意識が強い日本の心理は、加害者の立場をあいまいにする。政治指導者の『過去の過ち』への反省が、残念ながら海外では真剣な謝罪として受けとられない。政府の歴史観や対応に足らざる点があるからだ」（毎日新聞「社説」・九一年十二月八日）

「近隣諸国との関係を語る際、今なお『過去』の清算の不十分さが指摘される日本とドイツの相違は大きい。それは外交基盤の強弱にもつながっている」（朝日新聞・九三年二月二十日夕刊大阪版）

七日

「七三一部隊の人体実験、朝鮮をはじめ、東南アジアにおける従軍慰安婦問題など、事実解明の真剣な調査もなおざりにされて、長い年月が過ぎたことを思うと、怒りが増していくのを覚えた。ドイツのヴァイツゼッカー大統領は、過去の過ちを反省して『過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目となる』と宣言し、平和の貴さを訴えた」（朝日新聞・九三年八月二十日夕刊大阪版）

「日本では戦後、戦争を引き起こした責任者も、徴兵された国民も、皆が反省する、という『一億総ざんげ』論がはびこった。その結果、かえって戦争責任をどう償うべきかの追及はあいまいになつた。ドイツは旧西独時代以来、ユダヤ人虐殺などへの個人補償だけでも、円換算で総額約六兆円を支払つてきている。日本がアジア諸国に払つた賠償・準賠償はざつと六千億円」（朝日新聞・九三年九月四日）

これらの引例においてもやはり、日本とドイツが同じ時代に同盟を組んで戦争をした、という類似点だけを前提にし、それ以外の要素を考えない。すなわち戦争の動機・目的・結果、そして戦後の政治環境における相違点は、あらゆる記事においてもののみごとに考慮の外に置かれている。その無差別思考は、先の日本人のドイツ語の先生の場合と寸分変わらない。

加えて、重要なことがもう一つある。日本が中国その他の前線で戦争犯罪——戦争遂行に付随する捕虜や非戦闘員に対する非人間的行為など——を犯した事実は必ずあつたに相違ない。しかし全ヨーロッパのユダヤ人の「最終処理」が紛れもなく犯罪であるのは、その規模ならびに方法からいって、それがまさに戦争犯罪ではなかつた点にこそ求められるのではないか、という疑問に、誰ひとりぶつかつていないことである。

また日本の朝鮮半島に対する賠償が不十分であるのを論ずる際に、ドイツ人のユダヤ人に対する賠償額を引き合いに出す不見識はさらに論外である。朝鮮半島の植民地化は一九一〇年、第一次世界大戦前に始まった。比較するならイギリスのインド支配、フランスのインドシナ支配、オランダのインドネシア支配と比較すべきである。

要するに類似点と相違点をはつきり区別し、今後われわれが行うべきこととしなくてもいいこと、必要なことと不要なことをしつかり選り分ける意識的作業が待たれている。無差別思考は知性の低さを物語る。ましてこれを前提に道徳的に自分を責める、対象を選ばずに謝罪し自分は善人だと世界に言つて歩きたい、こういったことは、日本人に特有の自我の弱さから來るのであろう。

「集団の罪」を認めないドイツ

尤も、日本がこの時点であらためて個人補償に応じようと言い出したことには、政治的な理由も考えられないではない。ドイツが補償を重ねた背景には、戦後近隣諸国との貿易で復興を圖らねばならなかつた旧西ドイツの、生きる必要が引き起こした政治上の要請があつた。同じように今の日本にも、米国からアジアへ貿易の軸をシフトしつつある政治上の要請が、細川発言の背後にすると解釈することもできなくはない。財界が発言を一様に

歓迎しているのはそのせいである。アジア各国から日本のこの「肚」^{はら}の内はすでに読まれている。それに対し問題を道徳的次元で取り上げ、そこから一步も先へ出ないのが、日本の新聞とそれを支持する知識人である。彼らは自国の不道徳——と彼らが信じている——を弾劾するに急で、問題を決してリアルに見ない。その結果、彼らの大好きなヴァイツゼッカーハー大統領も政治家であつて、宗教家ではないという当たり前の事実が見えない。大統領が例の講演のなかで、関係諸国に決して「謝罪」していない、したたかな慎重さに、彼らは気がついていない。さらに、罪はどこまでも個人的なものであつて、民族全体としての「集団の罪」は存在しない、と心憎い用心深さで、ドイツ民族を奈落の淵から守つている、微妙な一行が挿入されていることにも、気づいていない。

ドイツ民族がユダヤ民族に対して行った絶滅政策を真に反省し、清算するなら——道徳上の論理を突きつめるなら——ドイツ民族の絶滅を容認せざるを得ないであろう。その恐怖が、「集団の罪」は存在しない、という必死の自己防衛の言葉になつて表われているのである。この点に関して言えば、ドイツの世界征服が成功しないなら、ドイツ民族は没落するほうがましだ、と考えて、自棄的な対米宣戦布告をしたのに違ひない——自国民を絶滅させるための——ヒトラーの言動は、首尾一貫していて、矛盾がない。ヴァイツゼッカーハーはそういう歴史を踏まえて語っているのだ。あの演説には祈りよりも、むしろ恐怖がある。

過去の記憶がいまだに悪夢となつて、ドイツ人を戦慄させている。

「一民族全体に罪がある、もしくは無実である、というようなことはありません。罪といふ、無実といふ、集団的ではなく個人的なものであります」（『荒野の四十年』永井清彦訳。岩波書店）

「集団の罪」を認めるのは、ともかく恐しい。罪はどこまでも個人的だというのは、大統領だけでなく大半のドイツ人の代表意見でもある。つまり罪のあるのは、ナチ党幹部か、直接犯行に關係した実行犯のみであつて、自分には關係がない、という主張を言外に秘めているのが、罪は個人的で、集団的ではないという言葉の意味である。その結果、戦後の西ドイツでは、無罪とされ社会に復帰した元ナチス関係者は数百万人に達した。アイヒマンなど目立つ幹部の追跡はイスラエルなど外国人の手で南米にまで及んだが、ナチ追及のメスは行政府や司法府の組織にまでは決して至らなかつた。全体主義の犯罪は行政・司法・立法の国家を挙げた犯罪である。本当はそこに手が伸びなければ、「過去の清算」など決して成功しない。ナチ党幹部と下級の実行犯といった特定の個人を処罰する、すなわちとかげの頭と尻尾を切つて、胴体には手を触れずに残したのは、ドイツ民族の必死の生き残り作戦にほかならなかつた。「集団の罪」はあり得ないというヴァイツゼッカーの一行は、この微妙な民族生き残り戦略の裏の心理を物語ついている。

日本はドイツのように自ら戦争犯罪人を作らなかつた。そのことを日本の責任感の不足のように言う人が多いが、とかげの頭と尻尾切りを行わなかつたのは、日本の場合、戦争指導者と民衆の間には明確な一線を引けないと判断があつたからだ。ある意味では「集団の罪」を認めたともいえる。いわゆる、「一億総懺悔」論とはその意味である。これは新聞が言うように、決して卑怯な責任回避論ではない。それどころか、戦後諸外国がうるさく言うので、一部のナチ党幹部を血祭りに上げて、国民はナチスから解放された（すなわちナチスと国民は別である）と基本法第一三九条に成文化し、九十九パーセントは難を逃れ、しやあしやあとしているドイツのほうがよほど卑怯^{ひきよう}だし、非道徳である。

日本はある面で「集団の罪」は認めたが、ある別の面では「集団の無罪」を主張して今日に及んでいる。ドイツのやつたこととは根本的に違うからである。ドイツのように「集団の罪」を認めたらさいご、日本民族の絶滅^{ホロコースト}をも容認しなければ理筋が通らない、というほどの完全に弁解の余地のない犯罪、民族集団殺戮を実行したことはもちろん、計画したこと、夢想したことさえもないからである。

ヴァイツゼッカーの演説には、以上の通り、一見良心的な心情告白と見せかけた、用心深い政治的な論理が張りめぐらされている。日本人の予想するような道徳的感傷だけでものを言つてはいられない。しかるに日本の新聞は、民族絶滅政策とは縁のない自国の歴史を、

ドイツの罪の贖いと同じことをしてこなかつたといつて、たえまなく、ワンパターンの表現で責め立てた。平板な表現であるだけに、ものを考へない人の耳に入り、頭にこびりつき、一定の効果を奏し始めた。細川首相や土井衆議院議長が、自國の犯してもいない規模の犯罪に自國を合わせようと、必死にドイツと競争し始めた近年の光景は、これを物語る。

(追記) 私のこの論文が雑誌掲載された三ヵ月後の同じ雑誌に、ドイツ生活の長いジャーナリスト八木茂氏が、拙論を補説するかのごとく、詳しい現地情報を踏まえた「一掃されなかつたナチス」を寄稿された。重要な内容なので、関係する部分を紹介する。

「(アメリカはニュルンベルク裁判の後、対ソ冷戦に役立つ科学者や諜報部員など、自國に有益なナチを選び分け、特赦した上で) ナチ戦犯の淨化作用をドイツに任せることにした。というのは、ニュルンベルク裁判と併行して公職追放者リストを作成するために調査に乗り出したのだが、約千二百万名に上るリストが山積みされお手上げとなつたのである。ドイツの人口は六千万だつたので、女子供老人を除けば大体一人に一人は大なり小なりナチ協力者という内訳であった。常識的に考へると、国民はすべてナチに協力したのだから、罪としては大同小異、公職追放のリストを作成する者も当然ナチであつた以上、誰が誰を裁くのか支離滅裂であった。

戦後一年経つた時のドイツの世論調査によると(一九四六年)、ナチの過ちを列挙しても結論として肯定している者が六〇%であつた。さらに、ナチのユダヤ人虐殺の下手人達、その裁判官達はすべて行為が記録されているにも拘らず裁く事は全く不可能であつた。

ドイツ刑法第二二一条に明記されている殺害の動機、殺人欲、性的欲望、物品金銭所有欲……その他低級な動機が細々と列挙されているが、どれもナチのユダヤ人殺害に該当するものがなく。アウシュヴィツが如何に残酷であろうと、前代未聞の殺人国家の従業員である下手人達の大半生産的な組織の中での行動は、どこを押しても法的に尻尾をつかむ何の手懸りもなかつた。

一九五二年国連総会で決議された『民族絶滅の犯罪処罰協定』に西ドイツ(ドイツ連邦共和国)も署名し、それは翌年の刑法第二二〇条の別項に生かされることとなつたが、ドイツの憲法第一〇三条によれば新法は過去に遡つて適用出来ないので、ナチ犯罪者達は憲法によって護られてゐる形である。さらにナチにとって安全なのは、ドイツの刑法では例えばナチ政権が規定した法律条項に従つて事を運んだ時、それがナチ時代に合法的であつたならば、たとえ犯罪的な人道にもとる事であつても断罪は許されないのである。だから例えば東欧のユダヤ人狩りで辣腕を振つたアイヒマンやリヨンの鬼バルビーなど、所詮ドイツでは裁判にもかけられない人達なのであつた。

特にナチの手足となつて多くの善男善女を死に驅り立たたナチ法廷の裁判官たちは、唯の一人として断罪されていない。否それどころか、戦後もそのような鬼裁判官や検事たちは返り咲いて、ドイツ連邦裁判所の裁判官になつた人も幾人かいるし、検事総長とか判事会総裁などナチの法服をそのままドイツ連邦の法服に着替えて活躍している者も少くなかった。

確かにフランクフルトでもデュッセルドルフでも、残虐行為に関する裁判は行われた。だがそれはナチ時代の法に照らし合わせて、当時合法的であつたかどうかの規準で裁かれたのである。例えばガス室に連れて行かれる人たちを途中で撲つたり蹴つたりして傷を負わせたとか、子供を乱暴に扱つて苦しめたとか、どうせ殺される人達にとつてどうでもいいような罪状で、一番下級の現場の者だけが裁かれた。

数百万のユダヤ人やジプシー、それに捕虜や政治犯、ナチ抵抗者、そういう人達を殺害する事を決定した裁判官。死に至るキャンプへの狩り出し、輸送を指揮した者。ガス室を設計したり、人体実験の施設を作つた者。そこで非人道的研究に携わった者達——それらの人達は先の理由でドイツでは裁いたり断罪出来なかつたのである。」（『諸君！』一九四年二月号）

このほかに旧東ドイツで出版された西ドイツ司法告発の書、ペーター・ブシビルスキ

「裁かれざるナチス——ニュルンベルク裁判とその後」（大月書店）も、諸事実を知る参考になる。原書の出版は一九七九年で、旧東ドイツの司法の不正には頗るかむりだが、それはそういう本だとして読めばよく、旧西ドイツ司法が戦後いかにナチ犯罪の刑事訴追を妨害し、幾多の殺人者を釈放してきたかを詳しく例証している。

ヒトラーの大量殺戮は文明の破壊

アレキサンダー・ナポレオンの昔から、戦争をして戦争犯罪を犯さなかつた国はない。旧日本軍も、現代の米軍も、この点では例外ではない。しかし、先にも強調したように、ナチスドイツの犯罪を特徴づけているものは、それがまさに戦争犯罪ではなく、特殊な体制の犯罪、全体主義体制の犯罪以外のなにものでもなかつた点に求められる。

一九三〇年代の日本とドイツとを分ける最大のポイントはこの点である。

国軍以外の特殊任務部隊（SS突撃隊など）、秘密警察、強制収容所といったテロ機構を掌握し、駆使していたのは、国家ではなく「党」である。党はいわば国家の中の小國家、一つの密室世界、閉ざされた犯罪者の自由圏といつたものであった。ナチスにおいて個人と国家の関係の史上例のない構造が出現したが、これと比肩できるのは、日本の軍国主義ではなく、同じく一九三〇年代に成立しナチスより長生きしたソ連のスターリンの体制であ

つた。ヒトラーとスターリンは互いに手の内を学び合い、二つの全体主義は構造的に相互に浸透し合い同質化へ向かつた。

いつたいナチスの体制犯罪がいかなるものであつたか、日本人はいまだに具体的な諸事実をあまりに知らない。

ヒトラーの大量殺戮はある種の文明の破壊であつて、戦争犯罪ではない。普通に考えられる戦争犯罪の、いわば終つたところから始まつてゐる犯罪である。もしこれを、われわれが知つてゐる普通の戦争犯罪——捕虜の大量虐殺とか、住宅地への戦略空軍による大爆撃とか、病院船や民間客船の撃沈などと一緒にして扱うなら、ヒトラーの犯罪の特別な性格は見えなくなつてしまふだらう。

『ヒトラー注釈』(Sebastian Haffner: Anmerkungen zu Hitler. Fischer Taschenbuch 1981) という本のなかで、ナチ犯罪を要領よく五項目に整理してゐる説明があつたので、以下にそれを五分の一くらいに縮めて紹介する。

一、ヒトラーが文書で出した最初の大量殺戮命令は、ドイツ国内の病人に向けられた。療養所、看護施設にいる病人七万から八万 不具者一万から二万、神経病院にいるすべてのユダヤ人、三歳から十三歳までの心身障害児など児童約三千人、等々の約十万人が職権により殺害された。この命令は一年で中止された。

二、まずドイツ国内の、次いで東ヨーロッパの占領下の国々の至るところで、ジプシーが捕えられ、絶滅収容所に送られ、皆殺しにされた。この件は資料が乏しい。どの国の人も関心が低く、その数は五十万人に上るということくらいしか分つていない。一九三九年にドイツ居住のジプシー約二十五万人のうち、一九四五年には、いずれにせよ約五千人しか生きていなかつた。

三、ボーランド占領直後から五年間、この国の知識分子と指導層が、組織的殺戮の犠牲となつた。僧侶、教師、大学教授、新聞記者、企業家といつた教育ある層に属する者が、自分の国で、法の保護もない完全な暴政に委ねられた。占領地のドイツ国防軍司令官は、戦争の最初の冬にはまだ、ドイツの戦線の背後で「野獸のような、病的な本能が荒れ狂つてゐる」ことに驚愕(きよがく)を表明し、抗告状を書いていた。殺戮の目的は旧い文化を持つ民族の非文明化にある。東方における非ドイツ系住民には四学年以上の小学校教育は必要でないとしている。五百まで数えられること、名前を書くこと、それ以外はドイツ人に従順であればよい。もう一つの目的は、ロシアに対しても計画されていた皆殺し及び奴隸化の予行演習の場として、ボーランドが選ばれたことだつた。殺害されたボーランドの知識層の正確な数は分つていない。人口三千数百万人のこの国は、戦争の六年間に約六百万人の人間を失つたが、そのうち約三百万人が殺害されたユダヤ人だつた。戦闘での死者は三十万人を

越えていない。七十万人を国外逃亡者及び自然死として差し引くと、二百万人が残るが、そのうち約半分は間違いなく指導層に対する組織的な皆殺し措置によるものとみてよい。

四、二年ないし三年にわたって占領された広大なロシアの住民に対しても、同じように指導層の皆殺しと住民の奴隸化が進められたが、その数は不明である。ドイツ国防軍がボーランドで手を汚すまいとしたことをヒトラーは許せないと考え、「われわれは敵を温存させる戦争をしているのではない。これは殲滅戦なのだ！」と檄をとばした。ドイツ軍に捕えられた戦争捕虜で、当然ながら生き残る者は少なかつた。例えば一九四四年五月一日の文書によると、五百十六万のロシア兵が捕えられ、この段階で百八十七万人の生存が確認されていた。四十七万三千人が処刑され、三百万人もが捕虜収容所で餓死していた。しかし捕虜虐待はまだ戦争犯罪のうちにに入る。明らかに戦争遂行の目的に一致しないばかりか、勝利の見込みをかえつて危うくしかねない理由なき殺人の拡大が問題である。ロシアの指導層の大量殺戮は、国防軍の仕事ではなく、殺人を専門とする四つの機動グループに委ねられ、きわめて乱暴に実行された。しかし、犠牲者の数はボーランドにおけるより多いといふことくらいしか分つていかない。

五、ヒトラーによる最大規模の大量殺戮は、周知のようにユダヤ人に対してのものだった。これは有名なので詳細は略するが、著者の最も重要な指摘は、ユダヤ人問題の「最終

処理」をヒトラーが決断したのは、彼がこの戦争に勝てないと確信してからのことだつた、というのである。

それまで絶滅作業はドイツのはるか遠く、東ヨーロッパの奥深い所で行われていた。しかも時間のかかる大量射殺の方法がとられていた。ドイツ国民にとつては、ユダヤ人は公式には移住させられただけの話だった。ドイツの大衆を欺こうとする政治的配慮が当時はまだあつたからである。一九四一年十二月五日以後——日本が真珠湾を攻撃したころ——、モスクワを目前にしてロシア軍の大反攻、ドイツ軍の敗走が始まつた。ヒトラーの勝利の夢は潰えた。しかしそのとき彼は政治的解決は考えなかつた。電光石火頭を切り換えた。ロシアに勝てないのなら、イギリスとの和平の可能性もない。そうであればアメリカに宣戦布告したつてかまわない、と。

十二月十一日ドイツはついに対米宣戦布告をしたが、日本に義理立てしての話ではない。日独伊三国同盟条約によれば、日本が攻撃を受けたのではなく、攻撃をしかけた以上、ドイツ側が対米戦争に参加する義務はなかつた。このときのヒトラーの心中は理解に苦しむ。対米戦争の開始は、ドイツの敗北を決定的にする自殺行為であるがゆえに、それまで必死に回避を画策していたはずなのだ。民族絶滅政策を東ヨーロッパの奥深い所で隠すようにして行つていたのも、イギリスやアメリカに与える影響を顧慮していた用心深さのためで

もあつたのである。

日本は「人道に対する罪」を犯したか

翌一九四二年一月二十日ヴァンゼー会議が開かれ、ドイツを含めて全ヨーロッパのユダヤ人を死の工場で殺戮することが組織化された。すなわちここで初めて「最終処理」が公然と決せられたのである。ガス室と焼却炉が徐々に運転を開始したのも、一九四二年に入つてからのことである。もうイギリスにも、アメリカにもなんら顧慮する必要はない。ヨーロッパ全域のユダヤ人に手が伸びた。ヒトラーの心中はもちろん分らない。ただ「ヒトラー注釈」の著者は、ドイツが勝てないなら滅びるがよい、と彼は決断したのだという。勝利の喜びが得られないなら、ユダヤ人の「最終処理」を指令するという、より大きな満足を味わいたい、という殺人快楽が、憎悪の爆発か分らないが、ある終末的感情に彼は自分を切り換えたというのである。すなわち、ドイツの世界支配とユダヤ人皆殺しとのどちらを採るかのぎりぎりの決断で、前者は達成できないとして放棄し、後者に全力を集中したのだ、と解釈している。――

この解釈には異論もあるが、ヒトラーが全ヨーロッパのユダヤ人の「最終処理」をやりたくてたまらなかつたことは天下周知の事実である。戦争目的よりも、そのほうが彼の

本来の目的であつたとさえいえるのかもしねれない。すなわちヒトラーとナチスドイツの犯罪は戦争の歳月において行わればしたが、戦争犯罪では決してない。

戦争は勝利か敗北かを目的とし、犯罪を目的とするものではない。また必ず犯罪を引き起こすとも決まっていない。しかし全体主義体制は必然的に犯罪を誘発し、その存在自体が犯罪である。それは戦争と並行して現われる場合が多いとはいえ、必然的に戦争とつながつてゐるわけではない。第二次大戦後もスターリンや毛沢東の全体主義は、平時において全住民の監視、移住政策、迫害、集団収監、殺戮といった犯罪を重ねてきた。

そこで問いたいのは、先の大戦において果して日本は国民総動員体制をとつたとはいえ、またアジア全域に軍事力を拡大したとはいへ――従つて帝国主義的野望を秘めていたとはいへ――ヒトラーとナチスドイツのような人種絶滅、集団抹殺といった「人道に対する罪」（ニュルンベルク裁判に初めて持ち出された從来の国際法にない訴因）を犯したであろうか。大東亜戦争はそれほどの文明破壊を本来の目的とした戦争だつただろうか。歐米諸国に対する自國の権益の主張と、中国への進出の野心があつたことは否定できない。当時は防衛と侵略の間に明確な概念の区別のなし得ない時代ではあつたが、私は日本の侵略意図が皆無だったと言う気もない。ただそれは、現代の諸国が今は経済競争をもつて行つてゐる、国家的エゴの自己主張が、當時と今とでは形式を異にしていただけという一面もある。アジア

地域における歐米の全面的侵略意図は大戦前にも、日本が敗北した直後にも、なにも変わつていなかつた。

(追記) 産経新聞論説委員安村廉氏も、私のこの論文の一ヵ月後に、次のように主張している。

「ナチスドイツと日本の根本的相違は、ニュルンベルク裁判と東京裁判を比較すればよくわかる。連合国は裁判所条例によつて〈平和に対する罪〉〈人道に対する罪〉〈通常の戦争犯罪〉という三つの訴因を定めた。前二者はそれまでの国際法にない概念だから、本質的には不当な事後法の適用である。もっとも重要なのは、『日本側に対しては〈人道に対する罪〉を有罪の訴因とする処罰が結局行わねなかつた』(清水正義氏ら『現代史における戦争責任』)ことだ。ナチスドイツがユダヤ人に実行したようなジエノサイド(組織的殺戮)は日本と無縁である」(諸君! 一九四年一月号)

ただし一九三〇年代にドイツとロシアに成立した、秘密警察と強制収容所を党が握つた二つの全体主義体制は、ハナ・アーレントが『全体主義の起源』(邦訳みすず書房)のなかで言つているように、歴史上のどんな專制とも、独裁制とも、暴君体制とも原理を異にした、

史上いまだかつて類例のない国家形式だった。日本の軍国主義は擬似ファシズム体制であつたとはいゝ、幸か不幸か同列に並び立つほどのものではまつたくなかつた。

第三次世界大戦、すなわち冷戦が終つた今、比較すべきは二十世紀に風を呼んだ二つの全体主義の構造である。それなのに、いせんとして前の戦争、第二次大戦の勝者の論理、「日独ファシズム対英米デモクラシー」史観にばかり捉われ、そこから一步も先へ出ないのは、なんとも時代遅れで、みつともない話ではないか。

ヴァイツゼッカーの演説は、ロシア人や中国人やポル・ポト派のカンボジア人が今こそ襟を正して聴くべき内容である。あの演説の背後にあつた恐怖は、ホロコーストやジエノサイドを歴史上体験した民族にしか分らないような不気味なものがある。私たち日本人には、ただ単調で、平板な道徳的お説教のようにしか聞こえないのが普通だ。少なくとも私には退屈な内容だ。体験を欠く日本人には元來分らない。それをただ感涙にむせび、自分の道徳のお手本のように思いなす日本人は、なんという嘲り(ひき)で、ほんやりした、不用意な善意の持主なのである。

不可解な細川元首相の対独多等感

何度も言うようだが、どんな国家も戦争をすれば、戦争犯罪を犯す。ナポレオンはヤツ

フェの戦いで敵兵三千人を撃殺して停戦させ、降伏後、家族もろとも銃剣で虐殺せしめた。米国は日本に原爆を落としている。どちらも戦争犯罪である。しかしながらボレオンのフランスも、今次大戦の米国も、全体としては犯罪者国家ではない。犯罪もすることのある国家にすぎない。この区別は大切である。なぜならナチ国家は理想的人種社会を作るという理念から、前述の通り、戦争目的とは直接関係のない大量殺戮を積み重ねた。政治哲学者ハナ・アーレントは、いかなる人間も地上に生存する権利があり、特定集団を地上から抹殺する権限が自らにあるとしこれを実行した国家は、犯罪者国家であると定義した。

ニュルンベルク裁判が「人道に対する罪」の名においてナチ犯罪を裁いたのも、ほぼこれと似た立場からだし、西ドイツ基本法がナチ犯罪に時効はないとの一条を設けたのも、このように既成の法律を超えて、自国の過去を裁かざるを得ないと判断に立つてのことであつたと思う。

少なくとも日本は誰が見ても、右のような意味での犯罪者国家ではなかつた。犯罪もすることのある国家の一つにすぎなかつた。ふたたび言うが、この区別は大切である。

戦後西ドイツが国家間の賠償にとどまらず、戦争で傷ついた個人への償いをきめ細かく、熱心に行つてきたことを模範視し、日本の怠慢を責めるのに西ドイツのモデルを先例とするのが、今日ほほパターン化した新聞論調であることに、この際、いま一度注目していた

だきたい。戦後西ドイツの補償は確かに質量とともに大きい。しかしドイツ人は東西ヨーロッパで犯した一般の戦争犯罪に対しても、いわゆる「国家賠償」はいつさいしていない。すべて国家間の条約や協定によつて処理している。だから補償を支払つてきたのは——これが大切な点だが——戦争犯罪に対してではなく、ナチスの不法と被害に対応してだけである。どこまでも「人道に対する罪」に対してであつて、それも目立つたケースに対してだけである。

(註) この点については広渡清吾「ドイツにおける戦後責任と戦後補償」(戦争責任・戦後責任——日本とドイツはどう違うか)朝日選書所収)を参照されたい。

一九五二年アデナウアー首相の時代にイスラエルとの間にルクセンブルク協定が結ばれ、六五年までに三十四億五千マルクがユダヤ人に分割で支払われた。これが戦後補償の第一歩であった。五三年連邦補償法が定められ、ナチスの犠牲者に、年金、治療費、職業上の支援金など、二〇三〇年までに九百五十億マルクを支払うことが法制化されたが、対象が旧ドイツ国内に限られていることが問題になつた。対象から排除された外国人被害者、強制不妊、断種された者、人体実験犠牲者など、典型的なナチスの被害者に対する補償を定めた包括協定が、西欧十二カ国との間に結ばれ、実行されたのがやつと六〇年代。そして東欧諸国との間では、包括協定は人体実験の犠牲者に対する補償を限つて、六〇年代後半から七

〇年代へかけて締結された。このように少しづつ小出しに、要求に屈して補償の枠を広げてきた觀がある。そして、その規模は犯罪の巨大さに比べてあまりに小さく、しかも各種の犠牲者が対象外として取り残されている。

八〇年代に入つて、こうした不足を補う目的で、強制不妊・断種手術の犠牲者に一時金として一人五千マルク（現在の為替レートで約三十五万円）、対象から洩れていたユダヤ人のうち重度の健康障害者に対し総額四億マルク、そしてそれまでほとんど無視されていたジプシーの生き残りに一億マルクの枠がやっと設けられた。また、病人や障害者であるだけの理由で殺された「安楽死」犠牲者の家族などに、三億マルクが支払われた。一億マルクは約七十億円であるから、巨悪の起こした犠牲のすさまじさに比し、少額である。

ドイツの戦後補償、とくに個人補償は賞讃されてきたが、補償対象が非常に多岐にわたり、広域に存在するので、とても有効に全部を網羅することなどはできそうにない。しかも、ご覧の通り、個人補償は理想的人種国家を作るというナチスの理念の犠牲者、「人道に対する罪」の犠牲者に対象を限られている。これは非常にはつきりしている。ドイツはいわゆる「戦争責任」を引き受けようとしているのではない。「戦争犯罪」の償いをしようとしているのでさえない。ナチスという全体主義体制の典型的な「理念の犯罪」に範囲を限定して、個人補償を実行しようとしているのである。

（追記）ドイツがナチスの犠牲者に対する以外の「戦後賠償」を事実上しなかつた理由の一つとして、ドイツ自身が占領中に国内資産を奪われ、高度技術者を強制移転させられるなど、甚大な被害を受けたから相殺されるという主張がなされた。米ソ両国は冷戦に役立つドイツの科学者や諜報部員などを連れ去っている。また、朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』（朝日新聞社）一五〇頁によると、ポーランドから強制連行されドイツ企業で労働を課された人への補償は、ポーランドが終戦時に国際法に違反し、一千万人のドイツ人を非人道的に追放し、その財産を没収したことで埋め合わされた、との考え方もある（トーマス・ビュルテンベルガー教授談）。

アジアと太平洋に展開した日本の戦争は、典型的なナチスの犯罪に匹敵するような「人道に対する罪」が、戦争遂行の目的とは無関係に、あれほど大規模かつ広範囲に存在したという事実はまったく存在しない。そのことをわれわれはどこまでも明確に意識し、主張しておく必要がある。そのうえで、いわゆる戦争犯罪とは別個の、戦闘遂行目的から出でない「人道に対する罪」を、過去の日本がもし犯している事実が判明するなら、われわれとしても、補償を実行することを躊躇してはならない。たとえそれが何であれ、いま私

が述べた定義に当てはまる事例に対しても、進んで補償の手段をとるべきだろう。ただし、われわれがドイツと同じ犯罪を犯したからではない。日本の指導者はそここのところをつねに意識し、ことあるたびに誤解せぬように、国際世論を教化していただきたい。二十世紀までに補償総額七兆円になるといわれるドイツを意識して、自分のほうから一兆円を用意するなどと金額を先に言い出す細川首相の対独競争意識ないし劣等感は、自分がしてもいい規模の犯罪を世界に向かって吹聴している趣きがあり、異様であり、不可解である。補償はときになされるべきかもしれない。しかしそれは無邪氣に、嬉々としてなされるべきことではない。

ドイツの戦後史は自己欺瞞の歴史

ドイツが補償を典型的なナチ犯罪に限つて行い、普通の戦争犯罪の範疇^{はんちゅう}に入るものには補償を避けているのは、当然である。いわゆる戦争犯罪なら、戦勝国側も例外なく犯しているからである。敗戦まぎわの英米軍による報復的なドレスデン大空爆は、日本への原爆投下と並んで、戦勝国側の代表的な戦争犯罪であつたという人が多い。だから、戦争行為の過程で行つたこのような逸脱——非戦闘員の大量殺害など——について双方が互いに非難の応酬を始めたら、きりがない。そこで講和条約——手打ち式——が必要になる所以で

ある。

しかし講和が成立しても、じつは戦争は継続している。戦闘が熄むことと、戦争が終ることとは別である。戦後ドイツが、とかけの頭と尻尾とを切つて、胴体は生き残ろうとしたのも、敗戦国としての必死の抵抗であり、戦争が終つた後の戦争意志の継続であつた。日本が「すべての国民に大なり小なり罪があつた」という共同責任論（いわゆる「一億懲悔論」）で、国内の和を優先させたのも、ドイツと違つて、内外ともにそうしても許される自由の余地があつたためだが、これも敗戦国が国内分裂を避けて、抵抗を継続している姿である。ドイツも本当はそうしたかったのだ。しかし、教養市民層の殺人を専門とした機動グループとか、強制不妊・断種手術・人体実験を手がけた医師グループとか、どうにも世界の目をごまかしようのない実行犯が国内に多数いて、戦後彼らをある程度——現行法で裁ける範囲において——追訴しなければ、ドイツ国民は世界に顔向けができず、生存を維持していけなかつた。また、日本と違つてドイツでは、ナチス党という党が戦争を指導した。党に入るか否かは個人の選択だった。そこで戦後、ナチス党に入党した人間と他の一般人との間に一線を引くことができるという仮定から、党幹部や主要党員に対する国民の攻撃が始まった。

ナチス党の政権掌握は選挙による合法的手段に基づいたのであるから、私に言わせれば、

一部の指導者に国民が瞞され、踊らされた結果だというのは少しおかしい。ある一定年齢以上の小市民はいざれみなナチスを支持していたのである。だから、右に見た党幹部と実行犯の訴追、とかげの頭と尻尾切りは、本当は少し疑問なのだ。国民は一部の目立つ人間に罪をなすりつけ、自分は無実の顔をして、魔女狩りさながらの迫害劇に狂奔したのが、西ドイツの戦後史であった。それは言い換えれば自己欺瞞の歴史だったから、根深い問題を後に残し、最近のネオナチ騒ぎといった反動の隠れた要因となっている。

なかとかというと次のようくに言う人がいる。ドイツ人はニュルンベルク裁判の後も、自らの手でナチ犯罪を追及し、六千人をも有罪にしたのに、日本人は戦争指導者も国民も共に戦争に責任があったと考え、国民自らが戦犯の追及を怠った、ドイツに比べてのこの自己責任の甘さを今こそ反省し、克服していかなくてはならない、と。一見正論に見えるが、ドイツと日本との前提条件の相違を無視した、実情からはほど遠い抽象論である。

前にも言ったように、ドイツもまた「集団の罪」を自らに認めなかつたのに違いない。「すべての国民に罪があつた」とする共同責任論で、国内から犯罪人を出さず、戦勝国に賠償を払つて、国内の分裂を避け、捲土重来を期す。それが敗戦国の戦後における自己回復への本能、自己主張の当然の方式であろう。ところが、ドイツは残念ながらどうしても「集団の罪」を、日本がしたように自らに認めるることはできなかつた。サディストの殺人部

隊や生体実験の医師たちと、残されたドイツ国民がまるきり同質同族であつたと認めるわけにはいかないからである。「罪といひ、無実といひ、集団的ではなく個人的なものであります」なのだけれども、国内の分裂を承知で、汚れた「個人」は切り落とし、血を洗つて、清く美しいドイツに生まれ変わつたボーズを世界に示さなければならない。生きんがためのこの自己欺瞞劇をなんのけれんもなげに世界の舞台で演じおおせなければ、ドイツ人はこの後やつていけない。

もちろん、日本も完全に分裂を避け得たわけではない。連合国からB-C級戦犯まで炙り出されたのはドイツと同じだし、門閥（華族）と軍閥と財閥は解体され（官僚と大学は生き残つた）、自分を閉ざすことは許されなかつた。しかし、日本人自らが同胞のなかから犯人を見つけ出し、告発し、断罪するには至らなかつた。そのことを日本人の無反省、無責任のように言う論調は後を絶たないが、そういう言い方は問題の微妙さを逸らしてしまう。『世界』が代表した戦後論調は、民衆を感服させてはいなかつた。民衆は日本とドイツとは、行った戦争が違うということを本能的に直観していた。もちろん、戦時内閣の閣僚岸信介が後に総理大臣になつた事実を、大半の民衆は承服していない。しかし、戦時中に大政翼賛会の旗を振り、愛國主義を鼓吹した知識人のいかに多数が、戦後共産党に入党し、革命を叫んだり、日教組の講師団に名を列ねたりしたか、そういう例が数かぎりなくあつ

たことも一方では見てはいる。左も右もある意味ではいいかげんだった。日本のケースでは、そういうならざるを得なかつたなにかがあることを民衆は知り、問題の微妙さを理解し、状況全体を耐えた。八月十五日に宮城前にひれ伏して泣いた人々の心が、自分自身の心でもあることを、民衆は誰よりもよく知っていたからである。

そういうわけで、すべて戦争責任について、日本の民衆は寛容であつた、あるいはあらざるを得なかつたが、日本人が無責任であったということにはならない。もし日本で、無理にとかけの頭と尻尾切りを行つたら、日本人ははつきりしたラインを引けない微妙さのなかに生きていたのだから、厳密に聞い詰めると、嘘になつたり、同じ仲間が敵と味方に分れるなどのジレンマに陥つたであろう。そのことを彼らは考えていたかどうかは判然としないにせよ、体験的に漠然と知つてはいた。だから日本独特の、ラインを引かない哲学によつて、国民を分裂させないで切り抜けたことは、じつはたいへんに幸いなことであつたと思う。日本の動乱史、帝国としての擡頭から、開戦、敗戦を経て没落し、ふたたび一大経済パワーになるまでの長大な時間を、一人の天皇が統御した事実ほど、この日本の、非論理的な統合性をみごとに象徴している事例はないと思う。

ヴァイツゼッカーと天皇

当然のことながら、このようなるやかな統合国家のなかでは、過去の戦争に関する評価も數かぎりなく多様に分れていて、大東亜戦争の絶対肯定論から、第二次大戦の絶対否定論まで存在し、中間に無数の自由な解釈が入り乱れている。日本の敗戦をアメリカ民主主義の勝利と単純にとらえる見方もあるが、正義は相対的で、戦後の経済競争を戦争の継続と反撥し、戦争は單に力の差で敗れたが、正義は相対的で、戦後の経済競争を戦争の継続とかんがえる考え方も存在する。少なくとも第二次大戦中の米軍に、あるいは英仏蘭ソの連合軍に、罪の意識を抱いている日本人はおそらく一人もいないであろう。主たる交戦相手国に罪の意識を感じる必要がまつたくない——これはドイツと決定的に異なる点である。

ドイツの戦争は外国からの評価とドイツ国内での評価とが、ともに絶対否定という点で一致しない。われわれは戦争観の多様性を許している日本の国家としての余裕をむしろ尊重する。と同時に、内外のイメージがたとえ割れても、これはむしろ日本の統合性がこわされずにすんだ幸運の一つと理解したい。

猪瀬直樹氏は昨夏（九二年）、しきりにヴァイツゼッカー大統領の演説が、ドイツ外交に利益を与えた先見性について語った（諸君！）九二年八月号、『週刊文春』八月十三日—二十日合併

号)。大統領の「格調高い演説」が、ドイツ統一に先立つて行われていたため、「周辺国の反発をあまり強くない」ものにした。その意味でじつに「したたかな戦術」もあるが、「僕は、ドイツ人が言葉の力を信じていることがうらやましい」「同じ時期に日本のリーダーがドイツの大統領と同様の名演説を残していくとしたら、日本人に対するアジア諸国の不信感はよほどやわらいだと思う」。天皇訪中に際し、官内庁の官僚が原稿を書くのではなく、政府は例えば司馬遼太郎のような人をゴーストライターにして、「格調高い」ものを書いてもらつて、天皇にヴァイツゼッカーのような演説をしてもらう覚悟がほしい等々。

これに対し私は敢えて細かい批評は加えない。ナチスドイツの犯罪に対しては、誰がどう語つても否定という、答が一つになる語りやすさがある。外国を満足させ、国内の憤激をも買わないですむための内容の幅がある。彼はそれでも政治的に用心深い発言だったが、ともかく一定の幅の内部で語ればよい。ところが日本の戦争についてはそうはいかない。何をどう語つても誤解を生む。中国大陸での戦争、東南アジア方面での戦争、米英仏蘭に対する戦争、ソ連との戦闘——大雑把に言つてこの四つの戦争の意味がまったく異なる。

猪瀬氏はこんなことも書いている。

「去年（九一年）の十二月八日は日米開戦五十周年でしたから、せめてそういう時にでも、宮沢首相が格調高い演説をしていれば、世界の日本を見る眼はまた違つたものになつてい

たかもしれない」

どうしてこうも簡単なことを口にするのだろう。

国民の相当多数がいま、日米戦争では日本が愚かだったが、必ずしも不正であつたわけではない、と考え始めていることに氏はお気づきだらうか。首相がこのような本音を語れば、米国は驕然とし、国交断絶を口にする人も出てこよう。その反対に、アメリカ民主主義の勝利の再確認を格調高く語ればよいのだらうか。そうすれば日本の国内から失笑と愚弄の声が湧き上り、なかには怒り出す人も出よう。永遠に自國を否定しつづければよいドイツ人の単調な精神構造では、日本人はやつていけない。日本人もまた「言葉の力を信じている」からこそ、何も言えないし、言うべきでもないのだ。

ことに地位の高い人はあまりに正し過ぎることは言わないほうがよい、と私は考える。ヴァイツゼッカー氏はやり過ぎである。自己反省に名を借りて、いつも自分ひとりを汚れのない「絶対善」のなかに置く。それを語れば国民の誰もが文句を言えない安全地帯のなかで、ストレートに正義を語ることは、羞恥心を知る者なら決してしないであろう。少なくとも私自身はあの演説に格調高さは感じなかつた。

日本の天皇はつねに多くを語らないし、語るべきでもない。その点においてわれわれは天皇を信頼しているのである。

次に『朝日新聞』（九三年八月十九日）の社説を取り上げてみよう。

細川首相はさきの戦争を「侵略戦争」と言い切り、アジア諸国などの戦争犠牲者に哀悼の意を表した。特別国会の所信表明でもこの問題に触れるという。私たちはこれを評価しつつ、この際、アジア諸国の不信を根元から断ち切るような、具体的な言動を求めるたい。

戦後、西ドイツは連合国によるニュルンベルク裁判の後も、みずからの手でナチス戦犯を訴追して六千人以上を有罪にした。その努力はいまも続き、ナチスによる殺人の追跡と捜査が行われている。

もちろん国粹主義的な人びとは今もいるし、戦犯追及が緩んだ時もある。だが、ネオ・ナチの外国人排斥がひろがると、ワイツゼッカーダー統領はデモの先頭に立つてそれを批判した。曲折はあっても、ドイツ政府は過去と戦い続けている。

これに対し、日本の戦後は「一億総懺悔」で始まった。侵略戦争を引き起こした責任者も、徴兵で戦場に送られた国民もひとしく反省する、という考え方である。戦争犯罪

の処罰は東京裁判など連合国によるものだけで終わり、自ら戦犯を追及することはなかつた。

それだけではない。保守党再建には戦前に大陸で謀略工作をした右翼の資金が使われたといわれる。そしてA級戦犯とされた岸信介氏が首相となつた。冷戦の激化で、米国の対日政策が反共優先へと変わつたこともあり、自民党の中には一部ながら右翼・国家主義的な潮流が残つた。それが戦争責任や教科書の問題など、様々な機会に影響を及ぼしてきた面は否定できない。

この潮流は横暴な大国主義にもつながるもので、日本が国是とした平和国家の理想とは相入れない。そのことがアジア諸国の対日不信の一面を形づくっている。

半世紀近くを経た今、改めて戦後処理が唱えられ始めた。政権が代わり、新しい国際関係を築く好機だけに、望ましい。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を除けば、国家間の賠償問題は決着しているとはいえる、従軍慰安婦をはじめとする個々の被害者の問題にも、誠意をもつて対処すべきであることは言うまでもない。

ドイツはユダヤ人をはじめとする被害者への個人補償だけでも、邦貨に換算して総額六兆円も払っている。これと比べると、日本がアジア諸国に払ったざつと六千億円の賠

償・準賠償は、決して十分と誇れる金額ではないだろう。

戦争で苦しんだアジアの人びとにきちんとした償いをすることは、日本人として当然のことである。それはまた、諸外国の信頼を得るために大事な具体策である。

このような文章を読者は折に触れ、つねひごる読んでいて、すでにほとんど不感症になつてゐるかも知れない。しかし今まではことさらの疑問も抱かず、ざつと読み流し、ムード的に受け止めていたことだろう。

しかし私の以上の叙述を経て、いまこの社説を一読し、読者はどのような感想を持たれたであろうか。私はそれが知りたい。

私が言葉を重ねなくとも、ここで書かれてある内容が一方的で、平板で、歴史の現実に立脚せず、物事の類似点と相違点とを区別しない、あの冒頭に述べた無差別思考によつて、なにか一つの方向へ無理に人を引っ張つて行こうとする文章であることには、すぐお気づきであろう。私の今までの論旨に合点のいった方なら、それ以上のこと、すなわち右の文章除の一例を具体例をもつて批判的に反駁することも可能であろう。

私自身はいま、その作業を繰り返そうとは思わない。必要なら拙論をもう一度読んでいただけば、右の文章の一行一行はすでに正確に反駁されていると信じている。

(追記) 我までナチスの犯罪の追及や裁判について、数多くの書物が書かれてきた。日本人の手によつても書かれてきた。そのどれもが、おおむね被害者の見地からのものなので、ナチスの「人道に対する罪」と、戦勝国も犯す通例の「戦争犯罪」とが明確に、意識的に区別されない傾向が一般的だった。ドイツ人が戦争中に前者の罪だけを犯していたとは限らない。彼らの単なる「戦争犯罪」がナチス特有の犯罪と混同され、報復的に裁かれたケースが圧倒的に多い。それを遺憾とするドイツ人の感情は、戦後ずっと抑圧された今まで今日まで來ている。

さらに、ナチ犯罪の追及や歴史を論じた本の陥りやすいもう一つの間違いは、ドイツ人のなかの誰彼の自己追及の厳しさや誠実さ、すなわち彼らの「善」に光を当て過ぎることである。ことに日本人の書くものに例が多い。そして、ドイツ人一般が戦後一貫していかに自己追及をしなかつたか、いかに自分の過去を蔽い隠そうとしまかしてきたか

を発掘し、正当に観察しようとしている。否、発掘し、観察はしても、それを単なる「悪」として否定してしまう。そして顧みない。そのためむしろ「悪」のなかに宿っている歴史が見えない。現実が見えないのだ。

自分の過去は消せるものではない。考えたくないし、見たたくない。耐えがたいものは目をつぶって、前だけ見て未来を生きようとするのは、人間の自然である。人間は弱い存在だが、生命力を持つ存在であるかぎり、このようにして生きることは少しもおかしなことではない。それを「悪」として道德的に非難する口調で書いている本は、なにかが分っていない。過去に目を塞がずにいられぬほどの苦しさや弱さや悩みがあることが分っていない。そのような本からは人間に關しなにも新しい発見は得られないであろう。

野村二郎著『ナチス裁判』（講談社現代新書）は、必ずしも私の以上述べた方法論を実践している本ではない。「人道に対する罪」と「戦争犯罪」との区別は依然として意識されていないし、周辺被害国の報復裁判に多くのページを割きすぎ、ドイツ人自身によるナチ追及あるいは追及不可能の実態はいまひとつ明確に抉り出されていない。けれども著者はドイツ人の自己追及の「善」を言い立て日本人に教訓を与えるようとする、日本人著者に例の多いばかりしさからは免れている。永年この問題に寄せて来た著者の気持ちの

重さゆえである。そのためであろうか、叙述の随所に自己追及をもうしたくないドイツ人の正直な気持ちが垣間みられる。

一九八〇年にフライブルクの外国及び国際刑法研究所を著者が訪れ、二人のドイツ人教授からナチ追及の時効廃止について聴きだした次の個所には、ドイツ人の本音がよく表われている、と私は見る。

「三十数年の長い歳月の流れ、時効制度の本質、時効廃止の意義をどう考えるか」との私の問いに、イエシエク教授はこう答えてくれた。

「確かに三十数年は長い年月だ。私も軍人として戦争に参加した。戦闘で敵、味方が殺し合う場面をみた。程度の違いがあるにしても、やつていることは同じだ。だから、もう責任追及はいいじゃないか、という考え方たは当然ある。とくに上官の命令にしたがつた一般兵士に対し、行動の責任を追及するには無理がある。連邦議会で時効廃止に反対した議員の意見も同じだと思う。それに年月の経過はさまざまな影響がある。ナチス裁判で証拠がなかなか集まらないのはそのひとつの例だ。しかし、それでも有罪が立証できる事件がいまもあり、そうした状況がつづく限り訴追と処罰を行うことは大切だ。正義にかなうからだ。時効の廃止はドイツにとって、ナチスの戦争犯罪を決してかばわないという姿勢を

内外に宣言するのが主な目的だと思う。時効は廃止されても、実際的効果にはあまり期待できないのではないか」

西ドイツのナチス犯罪追及については、しばしば建前と本音の違いが指摘され、明快、論理的な説明はきれいごとにすぎ、現実味に欠けるとされるが、イエシエク教授の言葉には、古傷にさわられたくないドイツの人々の心情の一端がのぞかれた。

同研究所では、ギュンター・カイザー教授にも意見を聞いた。イエシエク教授より若く四〇歳代だが、この人は否定的な意見をはつきり話した。「私はあまり興味がないが、戦争裁判そのものが連合軍の意思や占領政策で行われたものだ。ナチスの犯罪はナチス政権時代の特異な時代の産物だ。したがって、戦後三十年以上たつて裁判をしてもあり意味がないように思われる。戦争という異常事態のなかでの行為を問うのはかなり困難がある。しかも三十年の年月は長い。二〇歳代に起こした行為を三十年後に犯罪として裁くとなれば、本人は五〇歳から六〇歳くらいになるはず。多くの人は考えかたや感情も違っているだろう。別人になつているとみてもよいのではないか。だから行為の同一性は確認できない。にもかかわらず、むかしの行為を処罰するのは応報以外の意味がない。戦時中、死刑に値する罪を犯したとして、いまの時点で同じ処罰をすることには疑問をもたざるを考えない」。カイザー教授の話はかなり直截的であった。これもまた、当時のドイツ人の一半の感

情を示すものであろう。

ヴァイツゼッカー大統領の「荒野の四十年」という講演は、右の対話から五年後に行われている。そのとき大統領の言葉が全ドイツ国民から賛意と感動の声で迎えられた、といふ事実はない。

ナチ時代からは時間も経過し、社会心理状況も一変した。過去を思い出せと言われ、思い出することはできたとしても、過去をふたたび所有できるわけではない。あの時代にはあの時代に特有の現実があった。過去の批判者は、今の時代意識で過去のいっさいを判定するという罠に陥りやすい。厳密に考えると、民主主義社会の新しい尺度で全体主義社会の過去を裁くことはできないし、意味のないことなのかもしれない。